

## 1. 「新道路整備五箇年計画」(平成10年度～14年度)について

### (1) 閣議決定(平成10年5月24日)

道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)第2条第1項に規定する道路整備五箇年計画を次のとおり定める。

#### 1. 道路の整備の目標

国民生活の向上と国民経済の健全な発展を図るため、国の経済及び国土総合開発に関する長期計画に即して、日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を、適正な道路空間の確保を図りつつ、計画的に整備することにより、道路交通の安全の確保とその円滑化及び生活環境の改善を図るとともに、参加と連携による国土づくり・地域づくり、輸送の合理化に寄与し、もって均衡ある国土の発展と活力ある経済・安心できるくらしの実現に資することを今後の道路整備の基本的な方針とする。

これに必要な事業のうち緊急を要するものについて、平成10年度以降五箇年間に地方公共団体の行う単独事業を含めて総額78兆円(調整費5兆円を含む。)を道路整備に投資するものとし、このうち国が行う道路の整備及び国の負担金その他の経費の交付又は資金の貸付けに係る道路の整備に関し、道路整備五箇年計画として、調整費を充当するものを除き、総額46兆2,000億円に相当する事業を行うものとする。

なお、本計画の実施に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、その促進に努めることとし、各種事業の整合性の確保を図り、建設コストの低減、事業の評価等により効果的・効率的な整備に努める。また、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的に本計画の実施を図るとともに、必要に応じ、その見直しにつき検討するものとする。

この計画においては、新たな経済構造実現に向けた支援のための道路整備、活力ある地域づくり・都市づくりの支援のための道路整備、よりよい生活環境の確保のための道路整備及び安心して住める国土の実現のための道路整備を推進するものとする。

これらの道路事業の実施に際しては、技術研究開発の成果を積極的に活用するとともに、環境の保全、土地利用との調和等について十分配慮するものとする。

以上の方針に基づき、計画期間中における道路整備の目標は次のとおりとする。

(1) 新たな経済構造実現に向けた支援のための道路整備の推進

交流ネットワークの充実のため、高規格幹線道路網について計画期間中に既供用区間を含め約8,600キロメートルの区間を供用するとともに、地域相互の交流促進等のため、地域高規格道路の整備を推進する。また、経済構造改革の推進に寄与するため、空港、港湾等との連絡強化を図るための道路の整備、車両の大型化に対応した橋梁の補強等による物流対策及び中心市街地の活性化に資する道路の整備を推進する。さらに、高度情報通信社会の構築に向け、光ファイバーの収容空間の整備、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）に対応した道路の整備等を推進する。

(2) 活力ある地域づくり・都市づくりの支援のための道路整備の推進

都市圏の安全かつ円滑な交通を確保するため、バイパス・環状道路の整備、連続立体交差事業、共同溝の整備、交通需要マネジメント施策としての駐車場並びにバス路線及び都市モノレール・新交通システム・路面電車に係る道路の整備等による渋滞対策を推進する。また、都市構造を再編しつつ、快適で活力ある都市を整備するため、都市高速道路、湾岸道路、環状道路等の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅宅地・公共公益施設等に関連する道路の整備、良好な市街地を形成する道路の整備、電線共同溝の整備による電線類の地中化等を推進する。さらに、自立的な地域社会の形成を図るため、地域の連携を強化する道路の整備、交通不能区間の解消、奥地等産業開発道路の整備、離島、山村、過疎、半島地域等における道路の整備等を推進する。

(3) よりよい生活環境の確保のための道路整備の推進

安全な生活環境を確保するため、歩道、自転車道、駐車場、休憩施設の整備、踏切道の改良等の交通安全対策、高齢者、障害者等の社会参加の機会の増大にも対応した幅の広い歩道等の整備を推進する。歩道等については、その設置道路延長をおおむね16万2,000キロメートルの水準に引き上げることを目途に整備を推進する。また、良好な環境創造のため、道路交通に関するエネルギー効率の向上により地球温暖化の防止に資する渋滞対策等を推進するとともに、生態系との共生を図るなど自然環境と調和のとれた道路の整備、生活環境の保全等に資する環境施設帯の整備、道路の緑化、遮音壁の設置、沿道整備事業等を推進する。

(4) 安心して住める国土の実現のための道路整備の推進

国土の安全と暮らしの安心を確保するため、安全で円滑かつ快適な道路交通の確保と多様な道路機能の向上に資する維持管理の充実等を図るとともに、防災対策、震災対策、避難路の整備、積雪寒冷特別地域における冬期交通の確保を図る事業等を推進し、道路網の管理の充実を図る。

## 2. 道路の整備の事業の量

この計画における道路の整備の事業の量は、次のとおりとする。

### (1) 施策別事業の量

新たな経済構造実現に向けた支援のための道路整備の推進	約34兆円
活力ある地域づくり・都市づくりの支援のための道路整備の推進	約34兆円
よりよい生活環境の確保のための道路整備の推進	約32兆円
安心して住める国土の実現のための道路整備の推進	約10兆円

(施策別事業の量は、重複を含む。)

### (2) 道路種類別事業の量

#### 高規格幹線道路

イ 高速自動車国道	99,500億円
ロ 本州四国連絡道路	2,100億円
ハ 一般国道	49,300億円
計	150,900億円

(新規供用延長1,360キロメートル)

#### 一般道路(高規格幹線道路及び有料道路を除く。)

イ 新設及び改築	184,790億円
供用延長	
・一般国道	2,750キロメートル
・主要地方道	2,620キロメートル
・主要地方道以外の都道府県道及び市町村道	8,430キロメートル
ロ 交通安全施設等整備事業	22,800億円
ハ 維持修繕等	39,880億円
ニ 機械の整備	1,250億円
ホ 調査	980億円
計	249,700億円

#### 有料道路(高規格幹線道路を除く。)

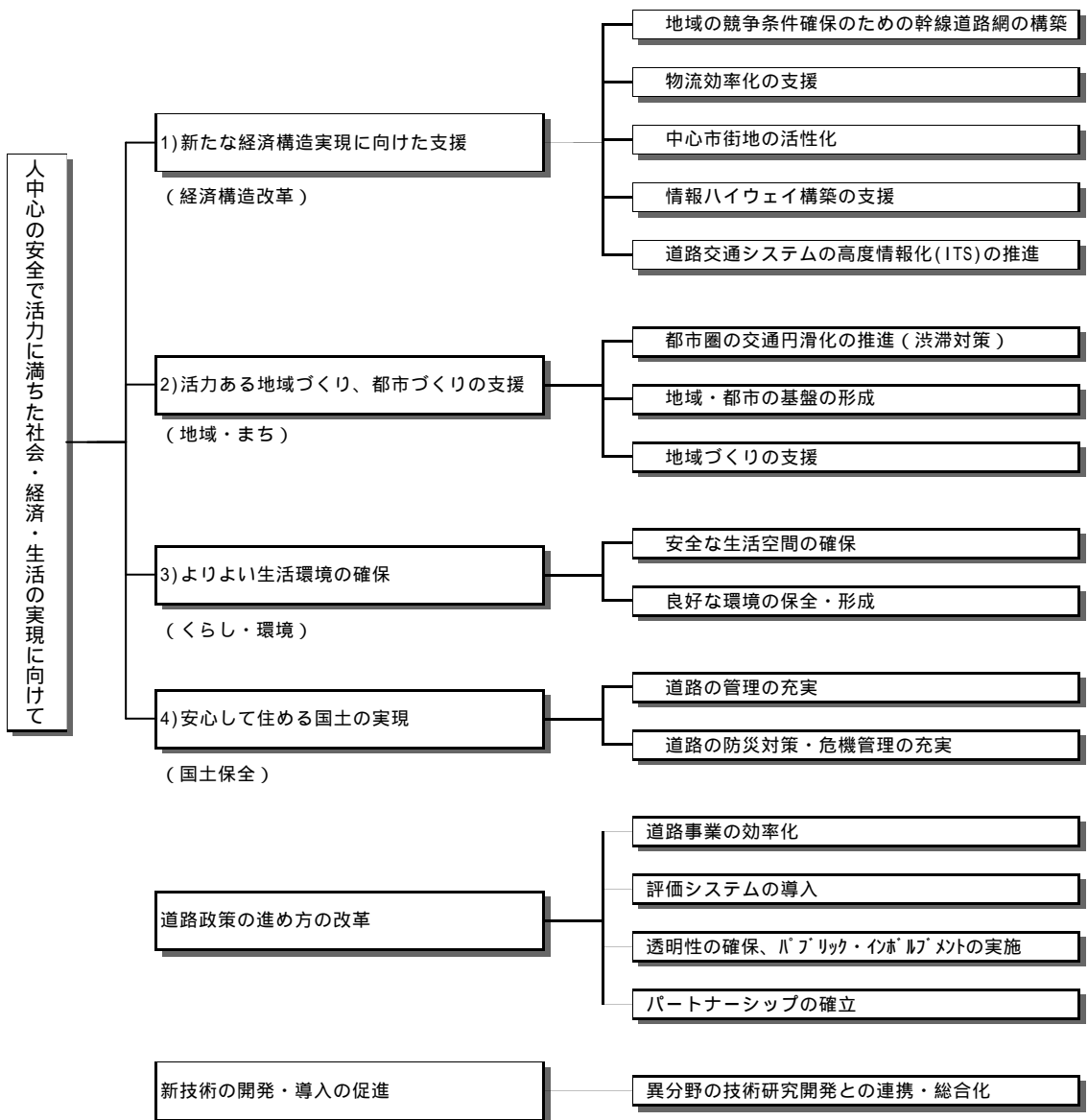
イ 日本道路公団の行う道路の整備	3,900億円
ロ 首都高速道路公団の行う道路の整備	20,900億円
ハ 阪神高速道路公団の行う道路の整備	13,700億円
ニ 国の助成を受けて地方公共団体及び地方道路公社等の行う道路の整備	22,900億円
計	61,400億円
合計	462,000億円

(2) 閣議決定(平成10年5月24日)「新道路整備五箇年計画」の概要

主要課題

1. 効果的・効率的な社会、生活、経済の諸活動の展開への要請を受け、社会的公共空間機能や交通機能等、道路の持つ多様な機能の再構築の必要性の高まり
2. ゆとり志向と生活重視のニーズの高まりを受け、くるま中心の視点から人の視点に立った道路整備への要請の高まり
3. 地域により異なるニーズの顕在化や国民ニーズの多様化を踏まえ、社会的効果により投資を判断する時代への対応
4. 物流効率化、市街地整備、渋滞解消、環境保全、国土保全等国民の要請に対する対応

基本的方向

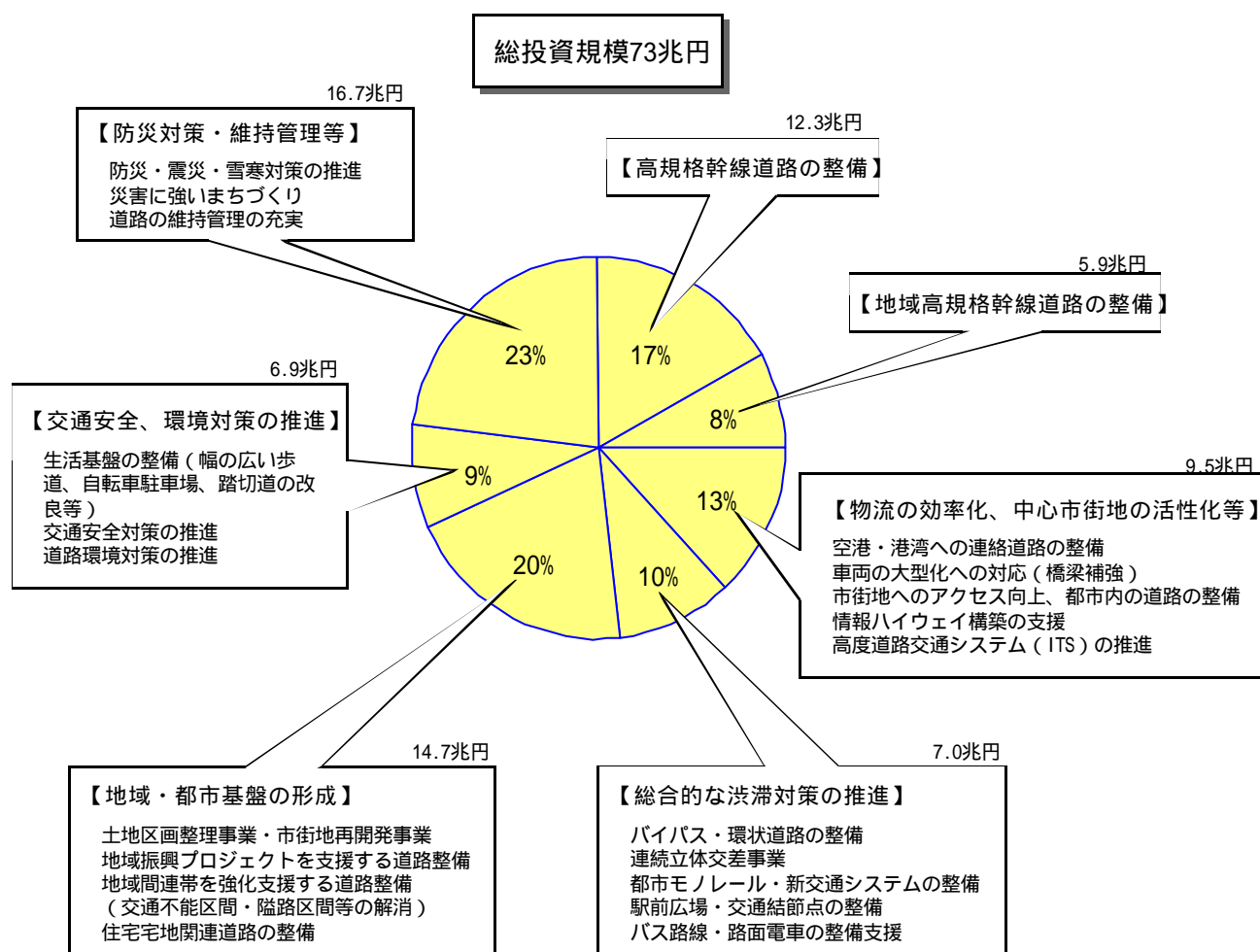


## 投資規模

(単位：億円)

	新五箇年計画	第11次五箇年計画		計画倍率	実績倍率
		計 画	実 績		
一般道路事業	292,000	288,000	286,274	1.01	1.02
有料道路事業	170,000	206,000	177,036	0.83	0.96
小 計	462,000	494,000	463,310	0.94	1.00
地方単独事業	268,000	252,000	254,762	1.06	1.05
計	730,000	746,000	716,771	0.98	1.02
調整費	50,000	14,000		3.57	
合 計	780,000	760,000	716,771	1.03	1.09

## 主要課題別の投資額



注）本来、道路は多様な施策目的を有するものであるが、上記円グラフは主要課題別の投資規模を表すため、便宜上、密接に関連すると思われる項目により重複なしで分類・整理したものである。

(3) 「新道路整備五箇年計画」の整備目標

新たな経済構造実現に向けた支援

地域の競争条件確保のための幹線道路網の構築

指 標		H 9 年 度 末	新五箇年計画内 事 業 内 量	H 1 4 年 度 末	長 期 構 想 目 標 ( 21 世 紀 初 頭 )	
1	高規格幹線道路供用延長	7,265km	1,361km	8,626km	14,000km	
	高規格幹線道路等の交通分担率	地方圏	-	11%	17%	
		三大都市圏	14%	-	15%	25%
		全国	12%	-	14%	22%
2	高規格幹線道路の面積カバー率	67%	-	80%	90%	
3	地域高規格道路の供用延長	1,042km	455km	1,497km	約6,000～8,000kmの 整備を図る	
	規格の高い幹線道路網への30分アクセス可能面積割合	46%	-	55%	83%	
4	地方中核都市1時間圏カバー率	42%	-	45%	61%	

物流効率化の支援

5	自動車専用道路等による交通拠点への連絡強化	空港への連結率	40%	-	58%	約9割
			19/48空港	10空港	29/50空港	対象53空港
		港湾への連結率	25%	-	38%	約9割
			30/122港	16港	46/122港	対象122港
		合 計	29%		44%	約9割
6	車両の大型化に対応した道路整備延長	15%	-	30%	概成	
		約3万km	約3万km	約6万km	約20万km	

中心市街地の活性化

7	都市の基盤が整備された中心市街地の割合	30%	-	43%	約9割
		207地区	92地区	299地区	630/700地区

情報ハイウェイ構築の支援

8	情報ハイウェイの市町村カバー率	約1割	-	約5割	概成
		6,970km	16,600km	23,570km	約15万km

道路交通システムの高度情報化(ITS)の推進

9	ETC(ノンストップ自動料金収受システム)対応料金所整備率	0%	-	主要箇所で概成	概成
		0箇所	約730箇所	約730箇所	約1,300箇所
10	VICSサービスの受信可能な都道府県カバー率	約2割	-	概成	概成

活力ある地域づくり・都市づくりの支援

都市圏の交通円滑化の推進（渋滞対策）

指 標		H 9 年 度 末	新五箇年計画内 事 業 量	H 1 4 年 度 末	長 期 構 想 目 標 ( 21 世 紀 初 頭 )
11	朝夕の 走行速度	24km/h	-	25km/h	30km/h
	地方都市	24km/h	-	25km/h	30km/h
	三大都市圏の人口集中地区	21km/h	-	22km/h	25km/h
12	渋滞による年間損失金額	12兆円	-	10兆円	6兆円
13	全国の主要渋滞ポイント数	3,200箇所	1,000箇所	2,200箇所	概ね解消
14	連続立体交差事業による都心部踏切道の除却数	1,060箇所	240箇所	1,300箇所	約3,200箇所
	連続立体交差事業整備延長	332km	89km	421km	約1,150km
15	新交通システム等利用者数	114万人	46万人	160万人	約660万人
	都市モノレール及び新交通システム整備延長	99km	42km	141km	約970km
16	規格の高い環状道路の整備率	27%	-	42%	約7割
		830km	470km	1,300km	2,200/3,100km
17	駅前広場等整備箇所数	1,500箇所	268箇所	1,718箇所	約3,700箇所
	駅前広場等利用可能人口率	62%	-	69%	約9割 (約2,400万人)
18	路上工事の縮減（H4=100%：約3万件）	80%	-	50%	さらに削減を図る
	三大都市の年間路上工事件数	約24,000件	9,000件削減	約15,000件	-
	共同溝の整備延長	392km	168km	560km	約2,000km

地域・都市の基盤の形成

19	首都高速道路 渋滞損失時間	10万台時/日	-	6万台時/日	概ね解消
	平日昼間の走行速度	40km/h	-	46km/h	概ね60km/h
20	都市計画道路整備率	55%	-	60%	約8割
	(完成道路延長/都市計画道路延長)	26,224/47,573km	4,460km	30,684/51,100km	55,100/66,900km
21	良好な市街地の形成率	42%	-	47%	約8割
	(良好な市街地面積/市街地面積)	7,490/18,000km <sup>2</sup>	1,280km <sup>2</sup>	8,770/18,500km <sup>2</sup>	15,800/21,000km <sup>2</sup>
22	電線共同溝等整備率	20%	-	40%	100%
	(まちの主要エリアでの電線類地中化割合)	3,010km	3,000km	6,010km	15,000km

よりよい生活環境の確保

安全な生活環境の確保

指 標	H 9 年 度 末	新五箇年計画内 事 業 量	H 1 4 年 度 末	長 期 構 想 目 標 ( 21 世 紀 初 頭 )
28 交通事故死者数	9,640人(H9)	-	9,000人以下	さらに削減を図る
29 事故多発箇所対策数	-	3,200箇所	3,200箇所	約20,000箇所
30 踏切事故件数	526件(H8)	-	500件	約3割削減
踏切道の改良必要箇所数	8,090箇所	1,260箇所解消	6,830箇所	約9割解消
31 駐車場充足率	約65%	-	約75%	概ね充足
( 供給量 / 需要量 )	143 / 227万台	36万台	179 / 240万台	約270 / 270万台
32 バリアフリー歩行空間ネットワークが整備されている地区の割合	1割以下	-	2割	概成
	20地区	3,180地区	3,200地区	約14,000地区
33 歩道等の設置率	53%	-	62%	概成
	137,000km	25,000km	162,000km	約260,000km
うち幅の広い歩道等(幅員3m以上の歩道)の設置率	28%	-	40%	概成
	37,000km	14,500km	51,500km	約130,000km
34 放置自転車数	64万台	-	32万台	概ね解消
自転車駐車場整備済台数	268万台分	44万台分	312万台分	380万台分

良好な環境の保全・形成

35 都市内道路緑化率	44%	-	51%	75%
	6,000/13,600km	1,300km	7,200/14,000km	11,500/15,300km
36 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )環境基準達成率	46%	-	概ね達成	概ね達成
37 夜間騒音要請限度達成率	75%	-	79%	概ね達成
	13,000km	1,000km	14,000km	16,000km

安心して住める国土の実現

道路の防災対策・危機管理の充実

38 緊急輸送道路内の耐震橋脚整備率	58%	-	概成	概成
	29,400基	21,500基	50,900基	50,900基
39 避難困難地区人口	532万人	108万人解消	424万人	概ね解消
避難路の延長	1,785km	120km	1,905km	約2,200km
40 冬期道路空間確保率	54%	-	60%	8割
	34,700km	3,300km	38,000km	52,400km
41 凍結路面解消率	10%	-	45%	概ね解消
	205km	755km	960km	2,100km

注)長期構想目標は、21世紀初頭(2015~2020年)までの整備量



(4) 暫定税率について

道路整備五箇年計画とあわせて見直されてきた暫定税率

道路整備五箇年計画	年 度	揮発油税	地方道路税	軽油引取税	石油ガス税	自動車取得税	自動車重量税
		(国税)	(国税)	(地方税)	(国税)	(地方税)	(国税)
		(円/ℓ)	(全額地方へ譲与) (円/ℓ)	(円/ℓ)	(1/2を地方へ譲与) (円/kg)	(%)	(1/4を地方へ譲与) (円/0.5t年)
第1次 29～33年度 2,600億円  第2次 33～37年度 1兆円  第3次 36～40年度 2兆1,000億円  第4次 39～43年度 4兆1,000億円  第5次 42～46年度 6兆6,000億円  第6次 45～49年度 10兆3,500億円  第7次 48～52年度 19兆5,000億円  第8次 53～57年度 28兆5,000億円  第9次 58～62年度 38兆2,000億円  第10次 63～H4年度 53兆円  第11次 H5～9年度 76兆円  新五計 H10～14年度 78兆円	昭和29	(4月)13.0					
	30	(8月)11.0	(8月)2.0				
	31			(6月)6.0			
	32	(4月)14.8	(4月)3.5	(4月)8.0			
	33						
	34	(4月)19.2		(4月)10.4			
	35						
	36	(4月)22.1	(4月)4.0	(4月)12.5			
	37						
	38						
	39	(4月)24.3	(4月)4.4	(4月)15.0			
	40						
	41				(2月)5.0		
	42				(1月)10.0		
	43					(7月)取得価額0.3%	
44							
45				(1月)17.5			
46						(12月)2,500	
47							
48							
49	(4月)29.2	(4月)5.3			(4月)取得価額0.5%	(5月)5,000	
50							
51	(7月)36.5	(7月)6.6	(4月)19.5		(4月)	(5月)6,300	
52							
53	(4月)	(4月)	(4月)		(4月)	(5月)	
54	(6月)45.6	(6月)8.2	(6月)24.3		(4月)	(5月)	
55					(4月)	(5月)	
56							
57							
58	(4月)	(4月)	(4月)		(4月)	(5月)	
59							
60	(4月)	(4月)	(4月)		(4月)	(5月)	
61							
62							
63	(4月)	(4月)	(4月)		(4月)	(5月)	
平成元							
2							
3							
4							
5	(4月)	(4月)	(4月)		(4月)	(5月)	
6	(12月)48.6	(12月)5.2	(12月)32.1				
7							
8							
9							
10	(4月)	(4月)	(4月)		(4月)	(5月)	
11							
12							
13							
14							

(注) (1)      は租税特別措置法または地方税法附則による暫定税率であり、暫定税率の適用期限は平成14年度末(自動車重量(譲与)税については平成15年4月末)である。

## 道路整備に充てることを理由として暫定税率を課している

税 目		道路整備充充分	税 率	税込(平成14年度)
国	<b>揮発油税</b> 昭和24年創設 昭和29年より特定財源	全額	(暫定税率) 48.6円/ℓ  (本則税率) 24.3円/ℓ	28,442億円
	<b>自動車重量税</b> 昭和46年創設	収入額の 国分(3/4)の8割	[例:自家用乗用] (暫定税率) 6,300円/0.5t年  (本則税率)2,500円/0.5t年	
	<b>石油ガス税</b> 昭和41年創設	収入額の1/2	(本則税率) 17.5円/kg	140億円
計				33,055億円
地	<b>軽油引取税</b> 昭和31年創設	全額	(暫定税率) 32.1円/ℓ  (本則税率) 15.0円/ℓ	11,851億円
	<b>自動車取得税</b> 昭和43年創設	全額	(暫定税率) 自家用は取得価額の5%  (本則税率) 取得価額の3%	
	方	<b>地方道路譲与税</b> 昭和30年創設	地方道路税の 収入額の全額	(暫定税率) 5.2円/ℓ  (本則税率) 4.4円/ℓ
<b>自動車重量譲与税</b> 昭和46年創設		自動車重量税の 収入額の1/4	自動車重量税を参照	2,798億円
<b>石油ガス譲与税</b> 昭和41年創設		石油ガス税の 収入額の1/2	石油ガス税を参照	140億円
計				22,469億円
合 計				55,524億円

注1：税込は平成14年度当初予算(案)及び地方財政計画(案)による。

注2：暫定税率の適用期限は平成15年3月末(自動車重量税については平成15年4月末)。

注3：自動車重量税は法令上特定財源とする規定はないが、運用上国分の8割は特定財源として扱われており、14年度では6,720億円に相当する。14年度においては、このうち2,247億円が道路整備に充てられなかった。